

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（附則第三十八条関係）

改正案	現行
<p>（信用金庫の事業） 第五十三条（略） 2～4（略） 5 第三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～二（略） 二の二 特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項又は第七項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。 三～五（略） 6～17（略）</p>	<p>（信用金庫の事業） 第五十三条（略） 2～4（略） 5 第三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～二（略） 二の二 特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画、それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項若しくは第五項（定義）又は第五条（資産流動化計画）に規定する特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画をいう。 三～五（略） 6～17（略）</p>